

# 2020年度 第一回保護者会報告書

<< 目次 >>

1. 2019年度活動報告
2. 2019年度会計報告
3. 2020年度新役員紹介
4. 2020年度活動計画
5. 平沼保育園保護者会規約

原本は、園児用下足入れの上部にあります。氏名・承認欄等ご確認いただけます。

2020年9月18日

2020年度 第1回保護者会報告書資料

## 2019年度 平沼保育園保護者会 活動報告

2019年度 平沼保育園保護者会の活動は以下のとおりです。

○ 役員会

2019年4月20日、6月1日、7月20日、9月21日、11月30日

○ 総会

6月1日(土) 9:30～

○ お楽しみ会(園児向け)

6月12日

○ 勉強会(保護者向け)

11月9日 ヨガ教室

○ クリスマス会プレゼント

12月

○ 進級・卒園プレゼント

3月

○ 保護者会ポスト管理運営

通年

○ 保護者会会費管理

通年

以上、報告致します。

## 2019年度 保護者会会費 決算報告書

## 1. 収入の部

前年度繰越金	¥8,607
保護者会会費 1年分	¥161,200
計	¥169,807

## 2. 支出の部

6月お楽しみ会（謝礼・お茶代）	¥6,259
保護者会勉強会	¥6,139
クリスマス会プレゼント	¥64,775
2月お楽しみ会（謝礼・お茶代）	¥6,348
卒園・進級プレゼント	¥70,319
会費袋在庫	¥591
保育園寄贈	¥10,000
コピー代	¥2,505
	¥166,936

来年度繰越金 ¥2,871

## 3. 残高の部

2019年度会計報告は上記のとおりになりましたので、  
保護者の皆様へご報告させていただきます。  
残高は2020年度へ繰越いたします。

2020年3月31日

保護者会会長 氏名略 会計 氏名略

園長 氏名略

監査の結果、適正であることを認めます。

2020年3月31日

会計監査 氏名略

2020年9月18日

2020年度 第1回保護者会報告書資料

## 2020年度 平沼保育園保護者会 活動計画

2020年度 平沼保育園保護者会の活動は以下を予定・完了しています。

- 役員会  
2020年未定
- 総会  
中止
- お楽しみ会(園児向け)  
第1回、第2回 未定
- 運動会 保護者会競技中止  
10月10日(土)開催

2019年度より、保護者会費によるプレゼントの回数を3回から2回に変更いたしましたが、今年度は従来通り、プレゼントの回数を3回といたします。

- クリスマス会プレゼント  
12月25日(金)開催予定  
  
10月以降詳細決定
- 進級・卒園プレゼント  
1月頃詳細決定
- 保護者会ポスト管理運営  
通年
- 保護者会会費管理  
通年

以上を計画・遂行済みです。

2020年度 平沼保育園保護者会会長 氏名略

- 本来ですと、こちらの紙面に令和2年度役員を紹介、承認していただくところですが、ホームページ上では、掲載は控えさせていただきます。園内別掲をご覧ください。

# 平沼保育園保護者会規約

## 第1条 名称

1. 本会は、保護者会(以下「本会」という)と称する。

## 第2条 事務局

1. 本会の事務局は、平沼保育園 内に置く。

## 第3条 目的

1. 子ども達が、楽しく園内生活を送るためのお手伝いをする会。

(保護者同士、保護者と職員の交流の場、情報交換の場、行事の協働の場)

## 第4条 構成

1. 本会は、保護者により構成する。

但し、職員も本会の構成メンバーとして参加できるものとする。

## 第5条 役員

1. 本会には、役員と補欠を置く。

2. 役員と補欠は、各クラスの保護者から選任する。

3. 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

4. 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5. 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。後任は同クラスの補欠が引き継ぐ。

6. 役員が保護者でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

7. 役員は、役員で構成する会議を月に1回程度実施する。

## 第6条 役職者

1. 役員には、次の役職者を置く。
  - 会長 1名(保護者より)
  - 副会長 1名(保護者より)
  - 書記 2名(保護者より)
  - 会計 1名(保護者より)
  - 会計監査 1名(保護者より)
2. 役職者は、役員の間選によって選任する。

## 第7条 役職者の職務

1. 会長は、本会を統括し、本会の目的遂行に努力する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 書記は、本会の会議及び事業執行状況を記録する。
4. 会計は、本会の収入・支出に関する一切の事務を行う。
5. 会計監査は、会計のすべての執行状況について監査を行う。

## 第8条 会議

1. 本会の会議は、総保護者で組織する。
2. 会議は、通常総会及び臨時総会とする。
3. 会長は、通常総会を、毎年1回以上定期的に招集しなければならない。
4. 会長は、必要と認める場合には、役員の大過半数の同意を得て、いつでも臨時総会を招集することができる。
5. 会議の議長は、会長が務める。
6. 会議の議事は、出席保護者の議決権の大過半数で決する。書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席保護者とみなす。

## 第9条 事業

1. 本会は、第3条の目的を達成するため、次の取り組みを行うこととする。

- ①保育園の年間行事への協力
- ②情報の提供
- ③その他

## 第10条 会費

1. 本会は、会の運営と事業を実施するために会費を徴収することができる。

- ①会費は児童一人一人ごとに徴収をする。
- ②会費の収支については監査を行い、総会において報告する。
- ③会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとし、卒園児に対する会計報告は仮報告とする。
- ④プレゼントの回数は保護者会役員会で定めることとする。

## 第11条 規約の制定、変更、廃止

- 1. 本会の規約は、出席保護者の議決権の3分の2以上の賛成により制定、変更、廃止することができる。
- 2. 年度途中で規約を変更する場合には、臨時総会を招集し議決権の過半数の賛成を得ることとする。  
書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席保護者とみなす。

## 付 記

- 1. 本規約は、2008年12月1日より施行する  
但し、保護者会は2007年8月1日より発足し、活動しています。
- 

## 改 正

- 1. 2009年6月13日改正
- 2. 2016年4月1日改正(役職者書記1名増員による改正)
- 3. 2017年4月1日改正(補欠役員選出による改正)
- 4. 2019年4月1日改正(プレゼント回数の変更による改正)